

第 40 回企画等専門調査会における 令和 5 年度「自ら評価」案件候補の審議結果

自ら評価案件候補	審議結果	座長取りまとめ内容
中国産そばのハロキシホップの残留農薬基準値超過違反について	見送る	輸入検疫としてリスク管理措置が講じられているところ、国内外からそばにハロキシホップを使用したいという声もないことから、自ら評価の案件候補とすることは見送る。
アスパルテームについて	見送る	食品衛生法に基づく指定添加物として管理されているところ、摂取量を推定した結果、ADI に比べて非常に低いレベルであることが確認されていることから、自ら評価の案件候補とすることは見送る。
アセスルファムカリウムについて		
スクラロースについて		
食品添加物スクラロース中に残留する可能性のあるスクラロース-6-酢酸について（※提示された論文より、スクラロース-6-アセテート(sucralose-6-acetate)であるとして調査）	継続審議	遺伝毒性を示唆する文献が提出されたものの、情報がその 1 件にとどまっており、科学的知見が充実している状況とは言えないことから、事務局において情報収集を継続する。
グルテンについて	見送る	令和 4 年度に実施した食品安全確保総合調査の結果を踏まえ、現在ファクトシートを作成中であることから、自ら評価の案件候補とすることは見送る。
シラスや小あじに混入するふぐの稚魚について	見送る	ふぐの稚魚にテトロドトキシンが含有される可能性を示すデータがあることに加え、魚種や個体差等に関し、網羅的、体系的に調査したデータが存在しない中、厚生労働省が食品衛生法第 6 条に基づくふぐの取扱いを変更できないとの意向であることを踏まえて、自ら評価案件候補とすることは見送る。